

板倉町奨学資金奨学生の募集について

板倉町では、町内に住所を有し、進学 of 意欲と能力がありながら、経済的な理由で就学が困難な方に対して、奨学資金を無利子で貸与しています。このたび、板倉町奨学資金奨学生を次のとおり募集します。

1. 応募資格

- (1) 町内に1年以上居住する世帯の子。
- (2) 学力優秀、品行方正、健康な者。
- (3) 専門学校以上の学校に入学する者及び在学する者。
- (4) 保護者の合計所得が700万円未満で、経済的理由により学費の支出が困難な世帯の子。

2. 応募対象 大学、短大、専門学校など高校卒業後の進学について

3. 貸与金額 月額50,000円以内（無利子）

4. 貸与期間 修学年以内で希望年数

5. 返済期間 貸与終了後、1年据え置き、貸与期間の2倍に相当する期間内

6. 中途辞退 退学などにより途中で辞退の場合は、一括返還となります。

7. 提出書類

- ① 奨学資金貸与願（別記様式第1号） . . . 1通
申請者が未成年の場合の連帯保証人は、親権者又はこれに代わる方にしてください。
（本人・連帯保証人・保証人の記名・押印のないものは無効）
- ② 奨学資金貸与者推薦書（別記様式第2号） . . . 1通
出身または在学する学校に記入を依頼してください。
（学校長印がないものは無効）
- ③ 家庭状況調書（別記様式第3号） . . . 1通
- ④ 学業成績証明書（在学期間全て） . . . 1通
出身または在学する学校で交付を受けてください。
- ⑤ 保護者の所得・課税証明書（最新のもの） . . . 保護者一人につき1通
役場税務課 住民税係で交付を受けてください。
（保護者の方で所得がない場合は、非課税証明書を提出してください。）
- ⑥ 戸籍謄本 . . . 1通
本籍地で交付を受けてください。本籍地が板倉町の場合は、役場住民環境課 戸籍年金係で交付を受けてください。

8. 提出期間 2月1日から2月末日まで（土、日および祝日を除く）

9. 貸与決定 貸与審査委員会を開催し、3月末ごろ貸与決定となります。

10. その他

- (1) 応募及び記入にあたりましては、別紙「板倉町奨学資金貸与に関する条例」及び「板倉町奨学資金貸与に関する条例施行規則」をご熟読ください。
- (2) 板倉町奨学金制度とほかの奨学金との併用はできません。
- (3) 証明書で封印されているものは、開封しないでください。
- (4) 出身または在学する学校に依頼する「提出書類②と④」について、学校側が作成する上で不明な点があった場合は、板倉町奨学資金担当まで直接、お電話ください。
- (5) 提出書類を作成する上でご不明な点等ございましたら、板倉町奨学資金担当まで、お電話ください。

【提出・問合せ先】

板倉町教育委員会事務局 総務学校係 電話 82-6153（直通）

(学校用)

「奨学資金貸与者推薦書」記入に当たって（お願い）

「奨学資金貸与者推薦書」の記入に当たりましては、下記の点にご留意いただきたく、よろしくお願いたします。

記

- 1 行動性格欄 A・B・Cで記入する。
 - 2 出・欠の状況（既往1年）欄
- ① 高等学校卒業見込みの者については、現在の学年の第一・第二学期及び前年の学年の第三学期の合計を記入する。
 - ② 卒業した者については、最終学年の出欠状況を記入する。
 - ③ 大学・短期大学・専門学校に在学中の者で、出欠状況が掴みにくい場合は、単位取得証明書を提出すること。

○お問合せ

板倉町教育委員会事務局 総務学校係 奨学資金担当

電話 (0276) 82-6153 (直通)

以 上

奨学資金貸与願

氏名	フリガナ	希望貸与金額	月額 円
			合計(年間) 円
生年月日	年 月 日生		
現住所	(〒 -)	希望貸与期間	年 月 日
	(電話 - -)		年 月 日
在学学校	学校名 所在地 学年在学		
入学予定学校	学校名 所在地 学部 科		
連帯保証人氏名	年 月 日生	本人との続柄	
住所	電話	職業	
本籍		勤務先	
保証人氏名	年 月 日生	本人との続柄	
住所	電話	職業	
本籍		勤務先	
奨学資金を必要とする理由			
<p>板倉町奨学資金貸与に関する条例により、奨学生として採用のうえ資金の貸与をうけたく連帯保証人及び保証人連署をもってお願いいたします。</p> <p style="margin-left: 100px;">年 月 日</p> <p style="margin-left: 300px;">本人 印</p> <p style="margin-left: 200px;">連帯保証人 印</p> <p style="margin-left: 200px;">保証人 印</p> <p>板倉町長 小野田 富康 様</p>			

奨学資金貸与願

氏名	フリガナ イクラ マコ	希望貸与金額	月額 50,000 円
	板倉 町子		合計(4 年間) 2,400,000 円
生年月日	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日生	希望貸与期間	〇 年 4 月 1 日 〇 年 3 月 31 日
現住所	(〒 374 - 0192) 群馬県邑楽郡 板倉町大字板倉 2,682 番地 1 (電話 0276 - 82 - 1111)		
在学学校	学校名 群馬県立原宿高等学校 所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字岩田 1 番地	3 学年在学	
入学予定学校	学校名 板倉大学 工学部 建築工学科 所在地 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2 番地		
連帯保証人氏名	※保護者の方 年 月 日生	本人との続柄	
住所	電話	職業	
本籍		勤務先	
保証人氏名	※親戚・知人で支払いできる方 年 月 日生	本人との続柄	
住所	電話	職業	
本籍		勤務先	
奨学資金を必要とする理由	※奨学資金を必要とする理由を記入して下さい。 「例」進学をしたいのですが経済的に困難なため奨学金制度を利用させていただきたい。		

板倉町奨学資金貸与に関する条例により、奨学生として採用のうえ資金の貸与をうけたく連帯保証人及び保証人連署をもってお願いいたします。

年 月 日 ← 教育委員会に提出する日を記入して下さい

本人 **板倉 町子** (印)

連帯保証人 **保護者の方** (印)

保証人 **親戚・知人で支払いできる方** (印)

板倉町長 小野田 富康 様

※必ず押印して下さい↑

別記様式第2号

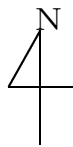
奨学資金貸与者推薦書

氏名	フリガナ		在学学校又は 出身学校				
生年月日	年 月 日生						
学業成績	在学中の成績は別表のとおり						
行動性 格	基本的な生活習慣		創意・工夫		協力性		趣味・特技
	自主性		情緒の安定		公正さ		
	責任感		寛容		公共性		
	根気強さ		指導性				
出・欠の状況(既往1年)	出席日数		日	欠席日数		日	
特別活動 (活動意欲) (集団への寄与)							
推薦所見							
<p>上記のとおり、人物・学術ともに優秀、身体強健であって、板倉町奨学資金貸与に関する条例による奨学生として適当と認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>板倉町長 小野田 富康 様</p>							

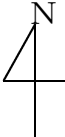
奨学資金貸与者推薦書

氏名	フリガナ イクラ マチコ		在学学校又は 群馬県立原宿高等学校 出身学校				
	板倉 町子						
生年月日	〇〇年 〇〇月 〇〇日生						
学業成績	在学中の成績は別表のとおり						
行動性 格	基本的な生活習慣	A	創意・工夫	A	協力性	A	趣味・特技
	自主性	A	情緒の安定	A	公正さ	B	野球
	責任感	A	寛容	A	公共性	A	読書
	根気強さ	A	指導性	C			
出・欠の状況(既往1年)	出席日数 190 日		欠席日数 0 日				
特別活動 (活動意欲 集団への寄与)	※部活動等での活動意欲・集団への寄与を記入してください。						
推薦所見	※推薦する方の所見を記入して下さい。						
<p>上記のとおり、人物・学術ともに優秀、身体強健であって、板倉町奨学資金貸与に関する条例による奨学生として適当と認めます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>板倉町長 小野田 富康 様</p>							

家庭状況調査書

本 人	氏名	<small>フリガナ</small>	本町居住期間		年	月
	本籍					
	現住所	(〒 -) (電話 - -)				
保護者氏名				職業		
家 族 状 況	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	月収額
住 居	持家	m ²	入学後の	住居	自、下宿、アパート、その他 ()	
	借家(月)	円	通学状況	通学	徒歩、自転車、バイク、電車	
自 宅 か ら 町 役 場 ま で の 略 図						

家庭状況調査書

本 人	氏名	フリガナ イクラマチコ	本町居住期間		17年10か月	
	本籍	群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2,682 番地 1				
	現住所	(〒 374 - 0192) 群馬県邑楽郡板倉町大字板倉 2,682 番地 1 (電話 0276 - 82 - 1111)				
保護者氏名		保護者の方の氏名を記入		職業	保護者の方の職業を記入	
家 族 状 況	氏名	続柄	生年月日	職業	勤務先	月収額
	板倉 町男	父	昭和 〇.〇.〇	会社員	(有)板倉商事	20 万円
	板倉 町美	母	昭和 〇.〇.〇	パート	イタクラ(株)	7 万円
	板倉 町太	兄	平成 〇.〇.〇	大学 2 年	板倉大学	—
	板倉 町子	本人	平成 〇.〇.〇	高校 3 年	原宿高校	—
	板倉 マチ	祖母	昭和 〇.〇.〇	無職	—	—
住 居	持家	100 m ²	入学後の	住居	自宅、下宿、アパート、その他 ()	
	借家 (月)	円	通学状況	通学	徒歩、自転車、バイク、 電車	
自 宅 か ら 町 役 場 ま で の 略 図	<div style="text-align: right;">  </div> <p style="text-align: center; color: red;">※自宅から役場までの略図を記入して下さい。</p>					

○板倉町奨学資金貸与に関する条例

(平成4年12月21日条例第18号)

改正 平成17年12月21日条例第28号

(目的)

第1条 この条例は、本町出身者又は、本町内に居住する心身共に健康で優秀なる学生であつて、進学の見込みを有するにもかかわらず経済的理由により進学困難な者に対し、予算の範囲内において学資を貸与して、その意志を達成せしめ、もつて有為な人材を育成することを目的とする。

(貸与資格)

第2条 奨学資金の貸与を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号に該当し、出身学校長又は在学学校長が適当と認め、推薦した者でなければならない。

- (1) 町内に1年以上居住する世帯の子弟
- (2) 学力優秀・品行方正・身体強健な者
- (3) 専門学校以上の学校に入学する者及び在学する者
- (4) 経済的理由により学資の支出が困難な世帯にある子弟

(貸与の申請)

第3条 奨学資金の貸与を受けようとする者は、奨学資金貸与願(別紙様式)に出身学校長又は在学学校長の推薦書をそえ町長に願出しなければならない。

(貸与の決定)

第4条 奨学資金貸与の願出があつたときは、町長は板倉町奨学資金貸与審査委員会の意見をききこれを決定する。

2 奨学資金貸与審査委員会の組織は別に定める。

(貸与額及び貸与期間)

第5条 奨学資金は、次の金額とし無利子とする。

- (1) 専門学校・短期大学・大学に在学する者に月額50,000円以内
- 2 奨学資金の貸与期間は、在学又は入学する学校の正規の修学期間とする。

(貸与の手続)

第6条 奨学資金の決定を受けた者は、直ちに連帯保証人1人及び保証人1人と連署の上、誓約書及び借用証書を町長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、本町内に居住し、独立の生計を営む成年者でなければならない。ただし、特別の事情があると認められる場合には、町外の居住者とすることができる。

3 奨学生が未成年者であるときは、連帯保証人は親権者又はこれに代わるものとする。

(異動の届出)

第7条 奨学生又は保護者は、次の事由が発生したときは、連帯保証人及び保証人連署をもって直ちに町長に届出なければならない。

- (1) 卒業したとき。
- (2) 疾病その他の事由で休学、復学、転校又は退学のとき。
- (3) 本人、連帯保証人又は保証人の住所、氏名、その他重要な事項に異動があつたとき。

(奨学資金の休止又は停廃止)

第8条 奨学生が次の各号の一に該当すると認められるときは、奨学資金の貸与を

休止又は廃止する。

- (1) 疾病などのため卒業の見込がなくなったとき。
- (2) 学業成績又は素行が不良であったとき。
- (3) 奨学資金を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 休学、転校が適当でないとき。
- (5) その他この条例に違反し、又は奨学生として適当でないと認められたとき。

(返済)

第9条 奨学生は、卒業後1ケ年を経過した年の翌月から貸与年数の2倍に相当する期間内に月賦又は年賦により返済しなければならない。

2 奨学生が退学又は、停学処分に付されたときは、一時に返済しなければならない。

3 奨学生が次の各号の一に該当するに至ったときは、前項に準じ奨学資金を返済しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 奨学資金の貸与を辞退したとき。
- (4) 奨学資金制度を廃止したとき。

(返済猶予)

第10条 疾病その他正常の理由により、奨学資金の返済が困難と認められた者については、願出によって相当期間その返済を猶予することができる。

(延滞金)

第11条 正当な理由なく奨学資金の返済を遅滞したときは、延滞金を徴収することができる。

(事故等)

第12条 奨学生が死亡したときは、連帯保証人又は遺族は戸籍抄本を添えて直ちに町長に届出なければならない。奨学生であった者が奨学資金返済完了前に死亡したときもまた、同じとする。

(免除)

第13条 前条の場合において事情によって奨学資金の全部又は、一部の返済を免除することができる。

2 前項の場合においては、連帯保証人及び保証人又は遺族から事情を明らかにして願出なければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日条例第28号)

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

○板倉町奨学資金貸与に関する条例施行規則

(平成4年12月17日教育委員会規則第3号)

改正 平成9年11月28日教委規則第2号 平成17年12月21日教委規則第3号

平成19年3月29日教委規則第1号 平成30年3月28日教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、板倉町奨学資金貸与に関する条例(平成4年板倉町条例第18号。以下「条例」という。)第14条の規定により、奨学資金貸与に関する手続き等を定めるものとする。

(申請書類)

第2条 条例第3条の奨学資金貸与願及び推薦書は、次のとおりとする。

- (1) 奨学資金貸与願(別記様式第1号)
- (2) 奨学資金貸与者推薦書(別記様式第2号)

2 奨学資金の貸与の申請は、前項の書類に次の書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 戸籍謄本 1通
- (2) 家庭状況調書(別記様式第3号) 1通
- (3) 所得・課税証明書 1通

(申請期限)

第3条 前条の書類は、毎年2月末日までに、町長に提出するものとする。ただし、特別の事情がある者については、この限りでない。

(審査委員会)

第4条 板倉町奨学資金貸与審査委員会(以下「審査委員会」という。)は、委員7人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議長及び総務文教福祉常任委員長
- (2) 教育長
- (3) 板倉中学校長
- (4) 学識経験者若干名

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員のうち、第1項第1号から第3号までの職にある者は、当該職を離れたときには、委員の職を失うものとする。

4 審査委員会に会長を置く。

- (1) 会長は、教育長の職にある者をもって充てる。
- (2) 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。
- (3) 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(決定通知書の交付)

第5条 条例第4条により奨学資金が決定したときは、貸与決定通知書(別記様式第4号)を交付する。

(奨学金の交付)

第6条 奨学資金は、毎月保護者を通じて貸付けるものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りではない。

(誓約書・借用証書の提出)

第7条 条例第6条の誓約書及び借用証書は、次のとおりとする。

- (1) 誓約書(別記様式第5号) 1通
 - (2) 借用証書(別記様式第6号) 1通
- (死亡・異動の届出)

第8条 前条に要する連帯保証人及び保証人が死亡し、又は条例第6条第2項の要件を失ったときは、直ちに連帯保証人・保証人異動報告書(別記様式第7号)を町長に提出しなければならない。

(納入通知書による返済)

第9条 条例第9条の返済は、納入通知書により会計管理者に納入するものとする。
(学業成績証明書の提出)

第10条 奨学生は、毎年度末に在学学校長の学業成績証明書を提出しなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年11月28日教委規則第2号)

この規則は、平成10年1月1日から施行する。

附 則(平成17年12月21日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月29日教委規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月28日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号

奨学資金貸与願

[別紙参照]

別記様式第2号

奨学資金貸与者推薦書

[別紙参照]

別記様式第3号

家庭状況調書

[別紙参照]

別記様式第4号

奨学資金貸与決定通知書

[別紙参照]

別記様式第5号

誓約書

[別紙参照]

別記様式第6号

奨学資金借用証書

[別紙参照]

別記様式第7号

連帯保証人・保証人異動報告書

[別紙参照]